

官報

号外

昭和二十九年二月二十六日

○第十九回 参議院 會議録 第十三号

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)午前十時五十三分開議

議事日程 第十三号

昭和二十九年二月二十六日

午前十時開議

第一 日本銀行券預入令等を廃止する法律案(内閣提出)

第二 当せん金附証票法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

第三 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

第三 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

○副議長(重宗雄三君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

文部委員

地方行政委員

左の通り指名した。

文部委員

地方行政委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解體及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件

國際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

外務委員会に付託

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に關する特別措置法案

水産委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。

い、い、續維品の課税に關する法律案

大蔵委員会に付託

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案可決報告書

○副議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、日本銀行券預入令等を廃止する法律案、

日程第二、当せん金附証票法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)

日程第三、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件、

以上三案を一括して議題とすること、

に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢平次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十九年二月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

四日以後に本邦(当該政令で定める地域を除く。)に到着した者(以下「引揚者」という。)が引揚の際携帯した旧日本銀行券(旧日本銀行券預入令第一条の規定により強制通用の効力を失つた日本銀行券をいう。以下同じ。)で左の各号に掲げるものについては、当該引揚者又はその相続人は、当該各号に掲げる期間内に、日本銀行に對し、これを次項の規定により新日本銀行券(引換の際現に通用する日本銀行券をいう。以下同じ。)と引き換えることを請求することができる。

一 旧外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に關する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に關する政令(昭和二十四年政令第九十九号)若しくは外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)又はこれらに基く命令の規定により携帶輸入が認められなかつたため税関に寄託されてゐた旧日本銀行券、その返還を受けた日から三月以内(この法律の施行前に返還を受けている場合には、この法律の施行の日から三月以内)

二 昭和二十八年九月一日以後この法律の施行の日から二月を経過した日前に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帯した旧日本銀行券、この法律の施行の日から三月以内

附則

この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十

三 この法律の施行の日から二月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帯した旧日本銀行券 本邦に到着した日から一月以内

8 前項の規定により引換を請求することができる新日本銀行券の金額は、引揚者一人につき、左の各号に掲げる金額とする。

一 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額一円に對し一円の割合で計算した金額

二 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円につき前号の規定により計算した金額と、五万円をこえる金額につき旧日本銀行券の券面金額一円に對し七十銭の割合で計算した金額との合計額。但し、当該合計額が二十万円をこえるときは、二十万円とし、一円未満の端数を生じたときは、一円として計算する。

4 第二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帯したことを立証しなければならない。

5 日本銀行は、第二項の規定による引換の請求があつたときは、直ちに旧日本銀行券を引き換へに第三項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならない。

その他の政令で定める所轄者は、政令で定める期間内に、日本銀行に對し、これを新日本銀行券と引き換へることを請求することができる。

一 刑事事件について差し押えられ、又は留置されていたことその他の政令で定めるやむを得ない事由により、この法律の施行前に旧日本銀行券預入令第二条の規定により預金、貯金又は金銭贈與とすることができなかつた旧日本銀行券

二 旧日本銀行券預入令の特例の件第一条第一項に規定する証券をはり付けた旧日本銀行券で、昭和二十一年十月三十一日以前に刑事事件について差し押えられ、又は留置され、この法律の施行の日以前に起算して二週間前の日以後に還付され、又は國に帰属したもの

7 第三項及び第五項の規定は、前項の規定による引換について準用する。

8 政令で定める金融機関は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、この附則の規定による旧日本銀行券の引換の事務の一部を取り扱うものとする。

9 日本銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令第五条第二項に規定する勘定に属する金額を、政令で定めるところにより、区分整理しなければならない。

10 日本銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令

で定める金額を、政令で定めるところにより、國に納付しなければならない。

11 日本銀行が前項の規定に基づき第九項に規定する特別の勘定に属する金額の一部を國に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第五項（第七項において準用する場合を含む。）の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額が、昭和二十一年三月三十一日における旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が同令第五条第三項又は前項の規定に基づき國に納付した金額の合計額を控除した金額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならない。

12 前二項に定めものの外、第九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の財産の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

13 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律（昭和二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十九年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）旧金、

銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に關する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税關に寄託されていたもの」を加える。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右 國會に提出する。

昭和二十九年二月十六日 内閣總理大臣 吉田 茂

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

当せん金附証票法の一部を改正する法律

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財政資金」を「地方財政資金」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 附則

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を前項の「に改め、同項を同条第二項とする。

第六条第一項、第二項及び第三項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

第七条第一項中「大蔵大臣は、第三条の規定により発売する当せん金附証票につき、」を「都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金附証票の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 附則

第十一条第二項中「政府、」を削る。

第十六条中「政府又は都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に、「政府又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に政府が発売した当せん金附証票についての再交付、当せん金品の支払、時効、当せん金品の非課税、受託銀行の経理及び納付金並びに報告並びに受託銀行に對する検査については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に政府が発売した当せん金附証票についてした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十四号を削る。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和二十九年二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
国有財産法第十三条第二項の規

定に基き、国会の議決を求めるの件
左記のものを皇室用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条第二項の規定により、国会の議決を求める。
記
一、所在地 奈良県奈良市雑司町一
二、口座名 正倉院
三、取得財産の区分、種目、数量
価格

区分	種目	数量	予定価格	備考
建物	事務所建	延坪五三六〇〇〇	新築 鉄筋コンクリート	
工作物	水道	延坪五三六〇〇〇	造平 家建一部半地下室	
	下水	延坪五三六〇〇〇	増設 給管	
	照明装置	延坪五三六〇〇〇	増設 土管	
	電力線路	延坪五三六〇〇〇	増設 電灯点滅器、差込み	
	通信装置	延坪五三六〇〇〇	増設 地下線、架空線	
	瓦斯装置	延坪五三六〇〇〇	増設 電話	
合計		延坪五三六〇〇〇	増設 瓦斯設備	

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました法律案二件及び議決を求めるの件一件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず日本銀行券預入令等を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、先に終戦直後の経済緊急事態に対処するため制定されました日本銀行券預入令を関係法令と共に廃止

し、併せて所要の経過措置を規定いたそうとするものであります。日本銀行券預入令は、昭和二十一年三月二日以前に流通していた旧日本銀行券の強制通用力を失わせると共に、これをすべて金融機関等に対する預貯金等とし、一定の制限の下に新日本銀行券によつて引き出させることを目的としておるのであります。企業及び金融機関の再建整備も一段落し、財産税の課税もほぼ完了した現在におきましては、その

目的をすでに達成いたしておるわけであり、併せて所要の経過措置を規定いたそうとするものであります。而してこの措置が周知され、今後の引換に当つて、国外において不当に旧日本銀行券を取り扱ふ場合が發生することを考慮に入れ、引換えの最高限度を二十万円と定めようというのであります。

なお、引換者の持持つた旧日本銀行券以外のもの、刑事事件について押収又は預置されていた旧日本銀行券等、止むを得ず新日本銀行券と引換えがなされていなくても、引換者の場合に準じて引換えの機会を与えることとしようとするものであります。

委員会の審議における主なる質疑応答について申し上げます。「本案は在外公館等借入金金の返済措置及び現在検討中と言われる在外資産の処理方針との権衡を考慮して提案されたのであるか」との質疑に対し、「勿論これらの措置との釣合いを十分考慮の上提案したものである」との答弁があり、又「本法によつて全額引換えできる限度を五万円とし、五万円を超える場合にはその超える金額の七割を交換することにした根拠はどうか」との質疑に対し、「昭和二十一年、旧日本銀行券と新日本銀行券の引換えがなされたときは、一人当たり一万五千円、一世帯当たり三万二千円を限度として引換えが認められたのであり、又郵便貯金については一律に三〇％の切捨て、市中銀行預金等は六九％の切捨てがなされたのであつて、更に財産税の課税率等を彼此勘案して、五万円までは全額引換えとし、五万円を超える金額は七割を交換することとしたのである。なお、税関が引上保管等をした旧日本銀行券についてみると、総件数一万九千四百八十八件、総金額二千四百四十三万二千余円のうち、五万円を超えるものは、件数は僅か九件であり、金額にして七十五万四千余円に過ぎない」との答弁がなされたのであります。その他詳細は速記録に譲ることを御了承願います。

昭和二十九年二月二十六日 参議院會議録第十三号 日本銀行券預入令等を廃止する法律案外二件

の発行額を見ると、昭和二十八年度は大体八億八百万円であり、今回政府宝くじを廃止すると、地方財政の現状からして、地方宝くじの発行額が現在よりも上廻るのではないかと懸念が、その対策如何との質疑に対し、「今後は地方自治庁が地方宝くじの発行額を定めることになるのであるが、昭和二十八年度の地方宝くじの発行額を上廻るかも知れない。併し、政府は地方宝くじの発行額を漸減する方針であり、将来は廃止する意向である」旨の答弁がありました。又「競輪、モーターボート、レース等と政府宝くじの廃止との関連如何との質問に対し、「競輪、モーターボート、レース等については、国庫納付金の制度は今回これを廃止するが、競輪、モーターボート、レースのものについては、既存の設備等の関係もあり、政府の方針は未だきまつていない」旨の答弁がなされたのであります。その他詳細は速記録によつて御承知頂きたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「政府が地方宝くじについても将来廃止する方針をきめていくことは多量とするところであり、地方財政が投機的なものの収入に依存しないよう努力されることを条件として賛成する。競輪、モーターボート、レース等のごときも速かに廃止の方向に措置されるよう要望する」との賛成意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件について申し上げます。

現在、皇室用財産として管理している正倉院宝庫には、千二百余年に亘つて貴重な宝物が保存せられておるのであります。ここに収蔵せられておる宝物を更に永久且つ完全に保存するためには、完全な管理の下に修理を施す必要があり、現在完備した施設がなく、支障を来している現状でありますので、昭和二十八年年度予算を以て新たに保存修理室を新築することになつておるのであります。

本件は、この保存修理室を、宝庫と同様、皇室用財産として取得することについて、国有財産法第十三条第二項の規定により、国会の議決を求めて参つたものであります。

本件につきましては、格別質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り異議ないものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず、日本銀行券預入令等を廃止する法律案、当せん金附証票法の一部を改正する法律案、以上同案全部を問題

に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件を問題に供します。本件を委員長の報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て委員長の報告の通り可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 日本銀行券預入令等を廃止する法律案

一、日程第二 当せん金附証票法の一部を改正する法律案

一、日程第三 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

出席者は左の通り。

副議長 重宗 雄三君

議員

佐藤 尚武君	小林 武治君	川村 松助君	池田幸右衛門君
小林 政夫君	北 勝太郎君	島津 忠彦君	大和 興一君
加藤 正人君	片柳 眞吉君	小林 英三君	泉山 三六君
楠見 義男君	石黒 忠篤君	黒川 武雄君	岩沢 忠恭君
加賀山之雄君	赤木 正雄君	木下 源吾君	内村 清次君
森田 義衛君	宮城タマヨ君	秋山 長造君	阿具根 登君
三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君	大倉 精一君	河合 義一君
早川 慎一君	豊田 雅孝君	小林 亦治君	小林 孝平君
竹下 豊次君	杉山 昌作君	久保 等君	森崎 隆君
新谷寅三郎君	白井 勇君	高田なほ子君	安部キミ子君
横川 信夫君	木村 守江君	藤田 進君	栗山 良夫君
伊能 芳雄君	高野 一夫君	小笠原三三郎君	若木 勝蔵君
西川弥平治君	石井 桂君	山田 節男君	天田 勝正君
関根 久蔵君	川口爲之助君	三橋八次郎君	羽生 三七君
佐藤清一郎君	劍木 孝弘君	市川 房枝君	東 隆君
谷口弥三郎君	長島 銀蔵君	三浦 義男君	石川 清一君
長谷山行教君	宮田 重文君	松浦 定義君	松浦 清一君
田中 啓一君	大矢半次郎君	深川タメ君	寺本 廣作君
石原幹市郎君	植竹 春彦君	八木 秀次君	紅露 みつ君
岡田 信次君	松岡 平市君	鈴木 一君	加瀬 完君
大谷 盛清君	中川 幸平君	千田 正君	上條 愛一君
左藤 義詮君	寺尾 豊君	有馬 英二君	笹森 順造君
中山 壽彦君	大屋 晋三君	菊田 七平君	長谷部ひろ君
榎原 亨君	大谷 賀雄君		
宮澤 喜一君	西岡 ハル君		
重政 康徳君	小澤久太郎君		
鹿島守之助君	木内 四郎君		
藤野 繁雄君	石村 幸作君		
青山 正一君	秋山俊一郎君		
入交 太蔵君	高橋進太郎君		
永岡 光治君	加藤 武徳君		
郡 祐一君	山本 米治君		
小野 義夫君	平井 太郎君		

〔第八号参照〕

審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告

右の件は異議がないと決定した。よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。

昭和二十九年二月三日

図書館長 高橋 道男
参議院議長 河井彌八郎

国立国会図書館の経過に関する報告

国立国会図書館の経過に関する報告(昭和二十八年四月—二十八年九月)

一、組織

この期間を通じて、組織は一局大部一分館、二八支部図書館、郵局の分課は、調査及び立法
考査局の三部の十課を含めて四十課二室で、数、名称ともに変更はなかつた。

二、人事

1 職員(資料A)

前回報後、総定員数に変更はなかつたが(定員五六六名、このうち上野一七名、昭和
二十八年六月三十日定員規程等の一部を改正し、総定員数のわく内で職別定数を後掲の通り
改めた。

2 現在員数(資料Bの1、Bの2)

(四月一日現在)

館長以下

五六〇名

中央館 四二六名
東洋館 八名
上野館 六名
大倉山 五名
静嘉堂 五名

(九月三十日現在)

館長以下

五五三名

中央館 四二三名
東洋館 八名
上野館 五名
大倉山 五名
静嘉堂 五名

3 主要な人事

A 米田ロツクフェラー財団から寄贈を受けたマイクロフィルム設備、機械の操作、写真複
製技術研究のため、先に三月五日アメリカ合衆国へ出張を命ぜられた非常勤職員(特別研
究員)杉一郎は九月五日帰朝した。

B 行政司法支部図書館長の異動(資料C)

本職の異動に伴う更迭が三件あつた。

三、国会への奉仕

1 調査及び立法考査局の考査件数

一、四五五件

(資料 1)

2 同局で刊行した調査資料

二七件

(資料 2)

3 国会分館における図書閲覧状況

貸出を受けた者の数

六、〇五四人

(資料 3)

貸出図書数

八、二一〇冊

(資料 4)

4 国会巡回文庫の利用状況

巡回箇所

九箇所

衆・議員宿舎 三
同議員会館 三
参・議員宿舎 二
同議員会館 一

貸出を受けた者の数

四、六四九人

(資料 六、三七一冊)

四、行政司法各部門への奉仕

1 図書閲覧・貸出状況

閲覧者数

五八、三五四人

(資料 5、11)

閲覧図書数

一七五、三一九人

貸出を受けた者の数

六三、二八八人

貸出図書数

八二、五一六冊

考査件数

二七、〇三六件

(資料 16)

目録カード作成数

八、四九五枚

中央館及び支部図書館相互間の図書貸借数

延べ五、五三五冊

巡回文庫利用状況

二六、一四一冊

中央館からの配置図書数

三一、二七八人

利用者数(一人一冊)

二五、四二七部(、九七九種)

行政司法各部門支部図書館から中央館へ納入された官庁資料数

(資料 21)

五、一般の図書館及び一般公衆への奉仕

1 閲覧状況

A 中央館(法律政治図書館を含む)

閲覧者数 八七、四四九人

閲覧図書数 一五七、四四八冊

B 支部図書館

上野図書館 閲覧者数 一六八、一六九人

閲覧図書数 三〇六、〇八〇冊

静嘉堂文庫 〃 六九三人

〃 一三、六四五冊

東洋文庫 〃 一、八五〇人

〃 三三、九九五冊

大倉山分室 〃 一〇、八九一人

〃 二二、七四七冊

貸出状況(中央館)

(資料 14、15)

A 個人貸出 貸出を受けた者の数 三、五九三人

貸出図書数 四、八〇六冊

B 利用機関数 一一一 貸出図書数 一二六四冊

考査状況

(資料 16)

A 中央館 六、二〇五件(国会分館、法律政治図書館を含む)

B 支部図書館

上野図書館 九、六六四件

〃 四四件

静嘉堂文庫 二二九件

〃 六三三件

東洋文庫 六三三件

〃 六三三件

大倉山分室

(資料 17)

4 刊行資料

国内出版物目録等

一一種

b 総合目録編さん状況

(資料 18)

カード作成数

一九、七三五枚

繰込数

一九、九一四枚

昭和二十九年二月二十六日 參議院會議錄第十三号

6	印刷カード作成	製 品 数	八二六、二五四枚(一〇、八四三冊分)	(資料 19)
7	写真複製業務	マイクログフィルム、ネガ	一六、〇八二コマ	(資料 20)
	印刷 焼付	プリント	八、七三七枚	
8	行 事	記録 写真	二、〇六〇枚	
	A 開館五週年記念「目で見える世界の図書館展示会」(六月五日—二日)			
	B レコード・コンサート(毎月第三土曜日)			
9	都道府県議会図書館室への資料配布		一一、〇一七冊	(資料 22)
10	専門図書館協議会への資料配布		一、八九三冊	(資料 23)
六、	国際交換業務			
1	国際交換のため外国に送付した資料数	図 書(雑誌を含む)	六、七七三冊	(資料 24)
	印刷カード		三九、二二〇枚	(資料 25)
2	国際交換により受理した資料数	図 書(雑誌を含む)	一七、二九一冊	(資料 26)
3	国際交換あつ旋状況			
	A 外国からの依頼により国内に配布した図書		三、〇七〇包	
	B 国内からの依頼により外国へ発送した図書		六〇、九六七冊	
七、	図書館資料の収集及び整理			
1	中央館及び支部上野図書館			
A	受入状況	図 書	三九、七一七冊	(資料 27、30)
	・ 特殊 資料		五、六九三點	
	・ 雑誌		一、三一二種	
	・ 新聞・通信		七二二部	もつとも多い月
B	登録状況	図 書	三一、八〇四冊	(資料 27)
C	整理状況	図 書	二六、三八二冊	(資料 27、29)
D	増加排架状況	中 央 館	二八、三五六冊	(資料 32)
2	行政司法各部門支部図書館	支 部 上 野 図 書 館	四、五六八冊	
	増 加 図 書 数		一六、七九〇冊	(資料 9、10)
	整 理 図 書 数		二九、五六六冊	
			和漢書 一三、四三四冊	
			洋書 三、三五六冊	
			和漢書 二〇、一七九冊	
			洋書 九、三八七冊	

[illegible]

資料 B の二

職別・部局別職員現員表

昭和二十八年九月三十日現在

資料 C	管 理 部										計
	局長	次長	事務	理事	立	般	部	整	際	築	
上	野	山	洋	堂	館	築	際	整	部	般	八
大	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八
東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
静	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
建	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
国	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
受	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
支	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
調	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
部	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
理	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
經	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

行政及び司法各部門支部図書館長の異動表

(四・一・九・三〇)

異動年月日	図書館	新 任	旧 任
四・一	建設省図書館長	建設事務官 水野 岑	建設事務官 江ヶ崎太郎
六・一	大蔵省文庫長	大蔵事務官 佐竹 浩	大蔵事務官 谷村 裕
八・一	外務省図書館長	外務事務官 須山 達夫	外務事務官 吉川 重蔵

昭和二十九年二月二十六日 参議院會議録第十三号

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
配送料 別
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
郵便東京一九〇〇 官報課